明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（七〇）　二
○国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（七一）　二
〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境六）　五
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一四九）　五
○家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める件（農林水産五三〇）　六
○保安林の指定をする件（同五三一～五三六）　六
○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件（国土交通三一一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三一三）　九
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
復興庁　環境省　最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
商業登記抹消、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第七〇号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二七事業年度において、平成二六事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七一号）（厚生労働省）

1　保険者支援制度、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化に伴い、従来、附則において暫定措置として規定していた関係条文を、本則に規定することとした。（第一条及び第二条関係）

2　保険財政共同安定化事業の事業対象を三〇万円を超え八〇万円以下の医療費から八〇万円以下の医療費に拡大することに伴い、同事業の交付金及び拠出金の金額の算定方法について所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。